# 第３章　刑事手続への関与拡充への取組

## 1　刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）

・　捜査に関する適切な情報提供等

【施策番号134】

警察庁においては、「被害者連絡実施要領」（平成29年７月12日付け警察庁刑事局長等通達別添）に基づき、被害者連絡が確実に実施され、犯罪被害者等に対する情報提供が適切に行われるよう、都道府県警察を指導している。

また、都道府県警察においては、交通事故被害者等の心情に配慮した適切な対応が行われるよう、交通事故に関する被害者連絡を総括する者として都道府県警察本部に設置された被害者連絡調整官等が、警察署の交通捜査員に対する指導・教育を行っている。

さらに、被害者連絡等を通じて把握した犯罪被害者等の置かれている状況やニーズのうち、民間被害者支援団体や他の行政機関と共有すべきものについては、犯罪被害者等の同意を得た上で情報提供を行うなど、関係機関・団体との連携を図っている。

被害者連絡制度の概要

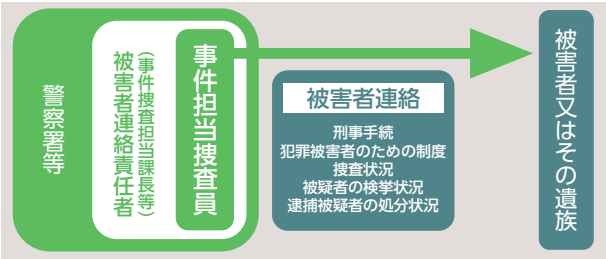


・　犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進等

【施策番号144】

法務省においては、少年に係る情報について、少年鑑別所や少年院において得られるものに加え、家庭裁判所、保護観察所等の関係機関や保護者から得られるものについても、その都度少年簿に記載し、保護処分の執行に活用している。平成19年12月からは、犯罪被害者等に関する事項について必要な情報の一層の収集及び記載ができるよう、少年鑑別所や少年院において犯罪被害者等に関する事項を把握した際にも少年簿に記載することとし、加害少年の処遇に携わる職員への情報共有がより確実に行われるよう努めている。

【施策番号145】

法務省においては、性犯罪者等の特定の犯罪的傾向を有する保護観察対象者に対する専門的処遇プログラムの内容の充実等を図るとともに、犯罪被害者等の視点に立って、自己の考え方等を見直させる課題を含む当該プログラムの受講を保護観察における特別遵守事項として設定するなどして、適切に対応している。また、保護観察対象者に対し、再び罪を犯さない決意を固めさせ、犯罪被害者等の意向等に配慮しながら誠実に対応するよう促すため、しょく罪指導を適切に実施している。

【施策番号146】

保護観察所においては、犯罪被害者等の申出に応じて犯罪被害者等から被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況等を聴取し、保護観察対象者に伝達する制度（心情等伝達制度）において、当該対象者に被害の実情を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるための指導監督を徹底している。

令和２年中に同制度に基づいて心情等を伝達した件数は、155件であった。

## トピックス 少年年齢・犯罪者処遇の見直しに関する法制審議会の答申について

平成29年２月、少年法における「少年」の年齢を18歳未満とすることや非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備の在り方等について、法務大臣から法制審議会に対して諮問がなされた。

法制審議会では、当該諮問事項について調査審議を行うため、犯罪被害者等を含む学識経験者を委員・幹事とした、少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会を設置し、三つの分科会における検討を含め、計58回（うち29回は分科会）の会議を開催した。そして、令和２年10月、法制審議会から法務大臣に対して答申がなされた[1]。

以下、当該答申に盛り込まれた、「刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度」や「犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実」といった事項の内容を紹介する。

### 1　刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度

刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度について、本答申において法整備等の措置を講ずるべきとされた事項は、次のとおりである。

① 刑事施設の長又は少年院の長（以下「刑事施設の長等」という。）は、受刑者又は少年院在院者（以下「受刑者等」という。）に被害者及びその親族の心情等を理解させることの重要性に鑑み、被害者その他の者から申出があったときは、その心情等を聴取するものとし、ただし、その聴取をすることが相当でないと認めるときは、この限りではないものとする。（答申の別添２の４の一）

② 聴取した心情等については、矯正処遇・矯正教育にいかすほか、刑事施設における処遇要領又は少年院における個人別矯正教育計画を策定・変更するに当たっては、必要に応じ当該心情等を参酌するものとし、仮釈放等の申出・審理を行うに当たっては、そのようにして行われた矯正処遇等の状況・結果を踏まえるものとする。（答申の別添２の４の二）

③ 刑事施設の長等は、①で聴取した心情等のうち、申出をした者が希望するものは、受刑者等に伝達するものとし、ただし、その伝達をすることが相当でないと認めるときは、この限りではないものとする。（答申の別添２の４の三）

④ 刑事施設の長等は、①の聴取又は③の伝達について、地方更生保護委員会及び保護観察所の長と連携を図るように努めなければならないものとする。（答申の別添２の４の四）

⑤ 更生保護法第38条第１項に基づき、地方更生保護委員会が聴取する内容に、生活環境の調整及び仮釈放等の期間中の保護観察に関する意見が含まれることを明らかにするものとする。（答申の別添２の４の五）

1　法制審議会第188回会議　http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500038.html

**法制審議会の答申の概要**

**第１　議論の経過**

**諮問第103号（平成29年２月９日）**

①　少年法における「少年」の年齢を18歳未満とすること
②　非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事法の整備の在り方

少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会を29回（３つの分科会を計29回）開催

**答申（令和２年10月29日）**

**第２　結　論**

**18・19歳の者の取扱いについて（諮問事項①）**

18・19歳の者は、選挙権等を付与され、民法上も成年として位置付けられるに至った一方、未だ十分に成熟しておらず、可塑性を有する存在

○　罪を犯した場合には、18歳未満の者とも20歳以上の者とも異なる取扱いをすることが適当であり、答申〔別添１〕の法整備を行うべき
○　18・19歳の者の位置付け・呼称については、国民意識や社会通念等を踏まえたものとすることが求められることに鑑み、立法プロセスにおける検討に委ねる

〔別添１〕の主な内容
○　罪を犯した18歳・19歳の者に対する処分及び刑事事件の特例等として、
・犯罪の嫌疑がある場合、全件を家庭裁判所へ送致する
・「短期１年以上の刑に当たる罪の事件」を原則逆送の対象とする
・公判請求された場合、推知報道の禁止を解除する
などの仕組みを設ける。

**犯罪者処遇の一層の充実化について（諮問事項②）**

犯罪者に対する処遇を一層充実させるため、答申〔別添２〕の法整備と〔別添３〕の施策を実施すべき

〔別添２〕の主な内容
○　懲役・禁錮を単一化して新たな自由刑を創設する
○　刑の執行段階等において被害者の心情等を聴取・伝達する制度を設ける
○　刑の全部の執行猶予制度を拡充する
○　更生緊急保護等の対象を拡大する　など

〔別添３〕の主な内容
○　若年受刑者に対する処遇内容の充実を図る
○　保護観察において新たな処遇手法を推進する　など

**第３　附帯事項**

犯罪防止の観点から、以下の事項の実施が望まれる
○　18・19歳の者に対する行政・福祉分野における充実した支援の取組が行われること
○　前科による資格取得の制限等について、早期に必要な措置が講じられること

**第４　今後の課題**

○　〔別添１〕の制度の在り方につき、一定期間を経過した段階で、民法上の成年年齢の引下げによる社会情勢・国民意識の変化等も踏まえ、多角的な検討がなされること　など

## ２　犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実

犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実について、本答申において法整備等の措置を講ずるべきとされた事項は、次のとおりである。

①　地方更生保護委員会及び保護観察所の長は、更生保護法第３条の規定により保護観察等の措置をとるに当たっては、措置の内容に応じ、被害者等の被害に関する心情、被害者等が置かれている状況その他の事情を考慮するものとする。（答申の別添２の８の一）

②　被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況その他の事情を理解し、その被害を回復すべき責任を自覚するための保護観察官又は保護司の指導に関する事実について、保護観察官又は保護司に申告し、又はこれに関する資料を提示することを保護観察における遵守事項の類型に加えるものとする。（答申の別添２の８の二）

このほか、本答申において、施策が講じられることを期待するとされた事項は次のとおりである。

具体的な賠償計画を立て、賠償に向けて就職活動を行うことや、就労により貯蓄した一定額を被害者に送金することを含め、被害者等に対して慰謝の措置を講ずることについて、生活行動指針に設定し、これに即して生活し、又は行動するよう指導を行うための運用に関する規律を規則等で設け、当該指導の充実を図る。（答申の別添３の５）

**犯罪者処遇の一層の充実化のための制度・施策（別添２・３）の概要**

**【施設内処遇の拡充】**

1　自由刑の単一化（別添２の１）
- ○　懲役及び禁錮を単一化した新たな自由刑の創設

2　若年受刑者を対象とする処遇内容の充実（別添３の１）
- ○　少年院の知見・施設を活用した若年受刑者処遇の充実化

3　若年受刑者に対する処遇調査の充実（別添２の２、別添３の２）
- ○　鑑別の対象となる受刑者の年齢の上限の引上げ　など

4　若年受刑者に対する処遇原則の明確化等（別添２の３）
- ○　若年受刑者に対する処遇原則の明確化
- ○　社会復帰支援の明確化

5　刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度（別添２の４）
- ○　被害者等から心情等を聴取し、処遇にいかす制度の創設

6　外部通勤作業及び外出・外泊の活用等（別添３の３）
- ○　外部通勤作業及び外出・外泊の環境の整備　など

**【社会内処遇の拡充】**

1　刑の全部の執行猶予制度の拡充（別添２の５）
- ○　保護観察付執行猶予中の再犯についての執行猶予を可能とする法整備
- ○　再度の執行猶予を言い渡すことができる刑期の引上げ　など

2　刑の執行猶予中の保護観察の仮解除の活用促進（別添２の６）
- ○　保護観察の仮解除の主体を地方更生保護委員会から保護観察所長に変更

3　新たなアセスメントツールを活用した保護観察処遇の充実、特別遵守事項の類型の追加等（別添２の７、別添３の４）
- ○　新規に開発したツールを活用した処遇の充実化　など

4　犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実（別添２の８、別添３の５）
- ○　被害者への弁償や謝罪等について保護観察官等から受けた指導に関する申告・資料提供を遵守事項に追加　など

5　保護観察における少年鑑別所の調査機能の活用（別添２の９）
- ○　鑑別の対象に仮釈放者、保護観察付執行猶予者を追加

6　更生保護事業の体系の見直し等（別添２の10）
- ○　更生保護施設の専門的な処遇や通所・訪問による処遇を事業として明確化　など

7　更生緊急保護の対象の拡大等（別添２の11）
- ○　満期釈放後直ちに更生緊急保護の措置が受けられるようにするための手続の整備
- ○　保護観察所長が積極的に満期釈放者等への援助等を行うことができるようにするための措置　など

トピックス

## 警察における犯罪被害者等支援
## ～埼玉県警察本部犯罪被害者支援室の令和２年度中の活動～

### １　犯罪被害者等支援の気運の醸成

#### (1)　犯罪被害者支援ＰＲ大使の委嘱

埼玉県警察では、埼玉県及び公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター（埼玉県公安委員会指定の犯罪被害者等早期援助団体）と共に、元ＡＫＢ48の松井咲子さんに犯罪被害者支援ＰＲ大使を委嘱し、犯罪被害者等支援の輪を広げるための動画への出演、各種イベントへの出席等の協力を得ています。

犯罪被害者支援ＰＲ大使の委嘱式

犯罪被害者支援ＰＲ大使の松井咲子さん

#### (2)　犯罪被害者支援動画「あかねちゃんのピアノ」の作成

平成30年９月９日、さいたま市立宮原中学校２年の女子生徒が自転車で走行中に大型トラックに衝突され、その若い命が失われました。女子生徒は幼い頃からピアノを習い、校内の合唱コンクールでピアノの伴奏をすることになっていました。

埼玉県警察が作成した犯罪被害者支援動画「あかねちゃんのピアノ」には、遺族や先生へのインタビューを通して、亡くなった女子生徒の思いや遺族の願い等が収められています。また、女子生徒が伴奏するはずだった楽曲を松井咲子さんが伴奏し、宮原中学校の生徒が事件や事故のない世界への願いを込めて歌う合唱も聴くことができます。

松井咲子さんによるピアノ伴奏

宮原中学校の生徒による合唱

埼玉県警察
YouTubeチャンネル
「あかねちゃんのピアノ」

#### (3)　犯罪被害者等施策のＰＲ動画の作成

埼玉県警察では、松井咲子さん、ラジオパーソナリティの大野勢太郎さん等、埼玉県ゆかりの著名人が出演する犯罪被害者等施策のＰＲ動画を作成しました。

作成した動画は、YouTubeの埼玉県警察公式チャンネルで公開しているほか、埼玉県内の街頭モニター等でも放映されました。

埼玉県警察
YouTube
チャンネル
松井咲子さん
ＰＲ動画

埼玉県警察
YouTube
チャンネル
大野勢太郎さん
ＰＲ動画

## 2　犯罪被害者等に寄り添った支援

### (1)　犯罪被害者等に対するカウンセリング

埼玉県警察本部犯罪被害者支援室には、臨床心理士等の資格を有するカウンセラーが２名在籍しており、心理的な支援を必要とする犯罪被害者等に対し、プライバシー等に十分に配慮してカウンセリングを実施しています。また、犯罪被害者等支援に当たる警察職員も、カウンセラーの指導の下、犯罪被害者等が二次的被害を受けることのないよう注意して対応しています。

犯罪被害者等に対するカウンセリング（模擬）

### (2)　病院への付添い等の直接的支援

埼玉県警察本部犯罪被害者支援室では、犯罪被害者等の不安を可能な限り軽減できるよう、犯罪被害者等の要望に応じて、警察職員が病院に付き添い、犯罪被害者等に代わって事件概要を医師に説明したり、裁判所に付き添って一緒に裁判を傍聴したりするなどの付添い支援のほか、捜査の流れの説明や、転居等の行政手続及び無料法律相談を含む各種相談窓口の案内等、犯罪被害者等に寄り添った直接的な支援を行っています。

警察職員による付添い支援（模擬）

## 3　関係機関との連携

### (1)　「彩（さい）の国犯罪被害者ワンストップ支援センター」の活動

埼玉県では、埼玉県警察本部犯罪被害者支援室、埼玉県防犯・交通安全課及び公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センターの三機関が「彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター」を構成し、同一施設の同一フロアに所在しており、犯罪被害者等がいずれか一つの機関に相談すれば、これらの機関の間で必要な情報が共有され、各機関から支援を受けることができるようになっています。

（注）「彩の国」とは、埼玉県の愛称です。「彩」は、いろどりや美しさを表す言葉で、四季折々の色彩豊かな自然に恵まれ、産業、文化、学術等様々な分野で発展する埼玉県を表現しています。

### (2)　「埼玉県犯罪被害者支援推進協議会」の活動

官民一体となった犯罪被害者等支援の充実を図るため発足した「埼玉県犯罪被害者支援推進協議会」（会長：埼玉県警察本部長）には、令和２年９月現在、埼玉県警察をはじめ、検察庁や保護観察所等の国の機関、埼玉県庁やさいたま市の関係部署、医師会、弁護士会、報道機関、交通事業者、金融機関、犯罪被害者等支援に賛同する団体・企業等、119の機関が加盟しており、様々な活動を行っています。

例えば、加盟機関の一つである地元テレビ局のテレビ埼玉は、犯罪被害者等支援に関する埼玉県の取組に関する番組を放送し、広く県民に紹介しました。

**テレビ埼玉で放送された番組**